

事務連絡
平成30年4月20日

各
〔 都 道 府 県 〕
〔 大気汚染防止法政令市 〕
大気環境主管課 御中

環境省水・大気環境局大気環境課

建築物の解体等工事の事前調査について

大気環境行政の推進につきまして平素よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

特定粉じん排出等作業における石綿の飛散防止については、これまで対策の徹底に関して通知するとともに、他省庁の対策についても情報提供してきたところです。

このたび、建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について、別添写しのとおり、厚生労働省から都道府県労働局労働基準部長あてに通知されたところです。

貴課におかれましても、厚生労働省通知の内容についてご承知いただくとともに、業務の参考にしてください。